

令和4年1月31日

ふじみ野市立小・中学校
保護者様

ふじみ野市教育委員会
学校給食課長

学校を欠席し給食を止める場合の連絡と学校給食費について（お知らせ）

学校給食の運営におきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、児童・生徒が学校を欠席し給食を止める場合には、保護者様から学校への連絡が必要となります。

つきましては、下記のとおりお知らせ致しますので、御理解の上、御協力を賜りますようよろしくお願い致します。

記

1 学校を欠席し給食を止めることとした場合

保護者様から児童・生徒が通う学校へ、その旨を御連絡ください。

ただし、給食を止めることができるのは、保護者様から御連絡を受けた学校から学校給食課へ届出があった日の3日後分（土日祝を除く）からになります。

2 学校給食費について

通常は月額（小学校4，300円、中学校5，100円）を頂いておりますが、同一个月内で、連続して5日以上給食を止めた場合に限り、日割り計算に変わります。

3 その他

（1）日割り計算について

1食単価×その月の給食を食べた日数＝その月の学校給食費

〔	令和3年度1食単価	〕
	小学校 248円	
	中学校 300円	

（2）この件につきましては、学校給食課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

ふじみ野市教育委員会学校給食課

049-220-2086